



平成23年度保育園児募集



対象児童 保育園へ入園できる基準に該当し、原則として香美市に居住し住民登録している児童。

受付場所 幼保支援課 (☎53-1088)、香北支所地域振興課教育班 (☎59-2312)
物部支所地域振興課教育班 (☎58-3118)

受付期間 1月6日(木)～21日(金) 8時30分～17時15分 (ただし、土・日・祝日は除く)
※受付時間の延長について
幼保支援課・香北支所地域振興課教育班…1月14日(金)・20日(木)は、19時まで。
物部支所地域振興課教育班…1月20日(木)は、19時まで。

入園申込書について

申込書等一式は、12月6日(月)から受付場所および繁藤出張所、各保育園で配布します。なお、現在入園している児童には、保育園で配布します。

保育園へ入園できる基準

保育園へ入園できる基準は、保護者のいずれもが次の①～⑦のいずれかに該当し、また同居している方も、児童を保育することができないと認められる場合です。

- ①居宅外で働くことを常態としていること。
- ②居宅内で児童と離れ、日常の家事以外の仕事をするを常態としていること。
- ③妊娠中、または出産後間がないこと。
- ④病気や負傷、または心身に障害を有していること。
- ⑤長期にわたり疾病の状態にある、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑦市長が認める前各号に類する状態にあること。

※育児、家事および集団教育目的は入園理由となりません。

※保育園に園区はありません。

※求職中であっても申し込みできます。ただし、入所承諾期間が限られますので、ご相談ください。

【平成23年度の募集保育園】 ※保育時間は、居残り・延長保育時間を含みます。

| 保育園名 | 定員 | 保育時間 | 年齢 |
|-------------|-----|-------------------------------------|----------------------------|
| なかよし保育園 | 180 | (月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:30 | 0歳～5歳 (0歳児は2カ月以上) |
| あけぼの保育園 | 180 | (月～土) 7:00～19:00 | 0歳～5歳 (0歳児は2カ月以上) |
| 片地保育園 | 60 | (月～金) 7:50～17:30 | 1歳～5歳 |
| 新改保育園 | 45 | (土) 7:50～12:30 | |
| 若藤保育園 | 30 | (月～金) 8:00～16:30 (土) 8:00～12:00 | 3歳～5歳 (年度途中でも3歳になれば入園可) |
| 美良布保育園 | 135 | (月～土) 7:30～18:30 | 0歳～5歳 (0歳児は2カ月以上) |
| 双葉保育園 | 30 | (月～金) 7:30～18:00 (土) 美良布保育園で合同保育 | 1歳～5歳 (年度途中でも1歳になれば入園可) |
| 大柝保育園 | 60 | (月～金) 7:30～18:30 (土) 8:00～12:00 | 0歳～5歳 (0歳児は6カ月以上) |
| ひまわり保育園(私立) | 60 | (月～金) 7:00～18:30 (土) 7:00～17:00 | 0歳～2歳 (0歳児は産休明けから) |

ご注意ください

相談室だより

～ネガティブ・オプション～



商品が勝手に送られてきた！ どうすればいいの？

「頼んだ覚えのない商品が一方向的に送られてきた」「電話で断ったのに商品が届いた」など、こういった送りつけ商法をネガティブ・オプションといいます。

この場合、支払いは拒否できますが、商品の所有権は相手の業者にあるので、勝手に処分すると支払い義務が生じます。

法律では、商品を受け取った日から起算して14日間経過した場合または、商品の引き取りを業者に請求した日から起算して7日間経過した場合には、業者は商品の返還を請求することはできないとされていますので、この期間が過ぎれば、商品を処分することができます。

もし受け取ってしまったら？

商品に覚えがなければ、受取を拒否し、代金は支払わないというのが良い方法ですが、もし受け取ってしまったら、「契約した覚えがないので、着払いで返送します」といった内容を明記したハガキを簡易書留か特定記録郵便で相手に送り(ハガキのコピーを保管)、商品は着払いで返送します。

どんな商品が多いの？

商品の例としては、ビデオ・学習教材・書籍・バッグ・生鮮食料品・カレンダー・数珠など、多種多様です。



代金引換郵便は要注意！

代金引換郵便で送り付けられて、代金を支払って受け取ると、業者に返金を請求しても応じてくれない、あるいは、相手と連絡がとれない、ということが多いため、注文した覚えのない代金引換郵便が届いたら、受取を保留して申込みの有無を確認しましょう。

【ご相談・お問合せ先】

商工観光課 ☎53-1084
9時～12時、13時～16時
※土・日・祝日・年末年始は休み

日本脳炎の定期予防接種について



日本脳炎の定期予防接種は、平成17年より接種を差し控えておりましたが、平成21年6月より新しいワクチンが使用できるようになり、平成22年4月から第1期(7歳6か月までに合計3回接種)において、接種が再開されています。

◆特例措置について

平成22年8月27日から、これまでに国の予防接種差し控えにより、第1期の年齢で接種ができなかった不足分の回数を、国の特例措置により、第2期(9歳以上13歳未満)の年齢の期間中に接種ができるようになりました。第1期(合計3回)の接種が完了している場合は、第2期(1回)の接種を受けることができます。

◆7歳6か月から9歳未満の方

7歳6か月から9歳未満の方は、対象外の年齢のため定期予防接種(予防接種法に基づく公費負担での接種)を受けることはできません。第3期(14歳以上16歳未満)は平成17年に制度が廃止になっています。

国の方針により第2期の年齢の方への接種勧奨は差し控えております。予防接種を希望される方には予診票を発行しますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

健康づくり推進課 ☎59-3151